

交通ちば



VOL. 511

令和2年12月1日



公益財団法人千葉県交通安全協会
千葉県交通安全活動推進センター

令和2年冬の交通安全運動

期間

12月10日(木)から12月19日(土)
までの10日間

スローガン

～ハイビーム こまめに活用 事故防止～

目的

年末は、日没が一年で最も早く、日の出も遅いことから、夕暮れから夜間、明け方における交通事故が増加する傾向にあります。

特に夕暮れ時間帯は、ドライバーからは道路を横断する歩行者や走行中の自転車が発見しにくいことから交通事故が多発します。

また、年末は、飲酒の機会が増える時期でもあり、飲酒運転による重大交通事故の発生も懸念されます。

本運動では、新型コロナウイルス感染症による影響を念頭に、例年の交通情勢等に鑑みて運動重点を定め交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ります。

運動重点

- 1、夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止
- 2、飲酒運転の根絶

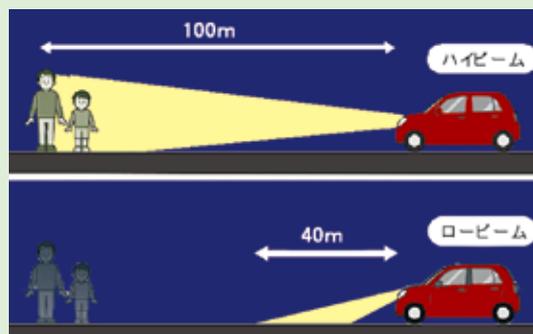


ハイビームの上手な活用

夜間、街灯が少ない暗い道などを走行する時は、前照灯を上向き（ハイビーム）にすることで、歩行者などを遠くから発見することができ、早期の事故回避措置が可能となります。

夜間の安全運転のポイント

- ・暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- ・交通量の多い市街地などや対向車や先行車がいる場合は、ロービームで走行
- ・昼間より速度を落とした運転を励行



令和2年

交通安全表彰受賞者

◆交通安全功労者千葉県知事表彰

・個人 一名

・団体 旭交通安全協会

◆千葉県交通安全対策推進委員会会長表彰

・個人 二名

・団体 成田交通安全協会

市原交通安全協会

◆千葉県警察本部長・千葉県交通安全協会

会長表彰

・交通安全功労者 三七名

・優良交通指導員 一三名

・模範運転者 九三名

・優良交通安全協会

千葉中央交通安全協会寒川・新宿支部

・一般交通功労団体

野田シルバーポリス

令和2年度 地域交通安全活動推進委員研修会



柏会場



千葉会場



匝瑳会場



茂原会場

県交通安全活動推進センターは、地域の実情に応じた交通安全活動を進めることを目的に、10月から11月までの間、県内を7つのブロックに分けて研修会を開催しました。

研修会は、主催者のあいさつに続き、県警察担当官から「県下の交通情勢等について」、推進センター部長から「推進委員の基本的事項について」の説明のほか、横断歩道付近での交通事故を抑止するため、横断歩道のマナーアップ活動についての研修が行われました。

反射材の活用を!

夕暮れ時や夜間、明け方は、ドライバーから歩行者がよく見えていません。「自分が見えているから相手も見えている」とは思わず、歩行者も反射材やライトなどを活用して、自分の存在を知らせましょう。

リフレクター(反射器材)をつければこんなに **見えます!** 自転車のリフレクター(反射器材)の場合

夜、車の運転者から歩行者及び自転車が見える距離	黒っぽい服装	明るい色の服装	自転車のリフレクター(反射器材)の場合
▲ヘッドライト下向き	約26m	約38m	約100m

各地の交通安全活動ニュース



一宮 宮原交差点での交通安全キャンペーン



流山 流山中央交番前での街頭広報活動



千葉東 千葉市動物公園での交通安全教室



いすみ 警察署での交通安全ポスターコンクール表彰式



佐倉 志津小学校入口での児童の保護誘導活動



千葉南 あすみが丘プランニューモールでの自転車条例周知活動



勝浦 フードプラザハヤシでの交通安全キャンペーン



印西 JA西印旛直売所での交通安全キャンペーン



千葉北 ワンズモールでの交通安全キャンペーン



大多喜 おおたきショッピングプラザオリブでの交通安全キャンペーン



銚子 スーパーカスミ南小川店での交通安全キャンペーン



市川 八幡小学校付近での交通安全キャンペーン



南総 米沢交差点での街頭広報活動



東金 ヤマダデンキテックランド大網白里店での秋の全国交通安全運動出動式



行徳 行徳駅前周辺での交通安全キャンペーン

各地の交通安全活動ニュース



富津 スーパーおどや富津店前での中学生との合同交通安全キャンペーン



君津 アピタ君津店前での交通安全キャンペーン



木更津 図書館前での児童の保護誘導活動

自転車を運転し、次のような「危険行為」で3年以内に2回以上摘発されると「**自転車運転者講習**」の受講が命じられます！

対象となる15の「危険行為」

- 信号無視
- 歩行者用道路における車両の徐行義務違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 歩道通行時の通行方法違反等
- 酒酔い運転
- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 遮断踏切立ち入り
- 交差点優先車妨害等
- 指定場所一時不停止等
- 制動装置不良自転車運転
- 安全運転義務違反

新たに追加

- 妨害運転（7類型）
他の車両（自転車を含む）に対して、通行妨害目的で幅寄せ、逆走、不必要なブレーキ、進路変更などの行為

自転車運転者講習の受講が命じられると

- ① 3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
- ② 講習は3時間で、受講者（違反者）の特性に応じた個別的指導を含むものです。
- ③ 講習手数料は6,000円（標準額）です。
受講命令に従わない場合（受講しない場合） **5万円以下の罰金**



ちばサイクルール

自転車に乗る前のルール

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認しよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう

賛助会員入会のお願い

公益財団法人千葉県交通安全協会は「交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県」をつくるために各種の交通安全事業を行っています。当協会の活動にご賛同いただける個人又は団体に賛助会員としての入会をお願いしています。詳しいことは、右までお問い合わせください。

発行 公益財団法人千葉県交通安全協会

ホームページアドレス
<http://www.chiba-ankyoo.or.jp>

千葉市美浜区浜田2丁目1番

千葉県警察本部交通部運転免許本部内

電話 043-271-8481

